

資料編

「武蔵村山市環境基本条例、環境審議会規則、環境推進委員会設置要綱」、「武蔵村山市環境基本計画（改訂版）の策定経過」、「環境審議会委員等名簿」、「用語集」を掲載しています。

1 武蔵村山市環境基本条例、環境審議会規則、環境推進委員会設置要綱

武蔵村山市環境基本条例

平成16年6月28日

条例第15号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 市、市民及び事業者の責務(第4条—第7条)

第3章 環境の保全等に関する基本的施策(第8条—第15条)

第4章 武蔵村山市環境審議会(第16条)

附則

私たちのまち武蔵村山市は、自然に恵まれた狭山丘陵を背景に、武蔵野の面影が色濃い雑木林などの豊かな自然環境の中で発展してきた。

しかし、社会経済活動の拡大や便利で豊かな生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄をもたらし、大気汚染や緑の減少など身近な生活環境に悪影響を及ぼし、さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球全体の環境にも少なからず影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

こうした認識の下に、人と自然との共生を基本とし、市とすべての市民及び事業者とが協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを目指して、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに武蔵村山市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- (3) 循環型社会 廃棄物等の発生が抑制され、発生した場合においては循環的な利用が促進され、及び適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働することによって積極的に推進されなければならない。

第2章 市、市民及び事業者の責務

(協働の責務)

第4条 市、市民及び事業者は、環境の保全等を図るため、互いに協働するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、土壌、動植物等から成る自然環境の保全、回復及び創造(以下「自然環境の保全等」という。)に関すること。

(3) 良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。

(4) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物等の減量及び再資源化の促進に関すること。

(5) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進に関すること。

(6) 地球全体の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

2 市は、市が行う事業に関し、環境への負荷の低減に自ら取り組まなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、日常生活において発生する環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害の防止及び自然環境の保全等を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第3章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、武蔵村山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的な施策の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第16条第1項に規定する武蔵村山市環境審議会(同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境行動指針)

第10条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が環境への負荷の低減に寄与する行動をとるための規範となる環境行動指針を策定しなければならない。

2 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 前項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(環境の調査、監視及び測定)

第11条 市長は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全等に関する施策の策定及び実施のために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査、監視及び測定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(環境の保全等に関する学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、環境の保全等に関する取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関する情報を適切に共有できるよう、情報の収集及び提供に努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう努めるものとする。

(国、東京都等との連携)

第15条 市は、環境の保全等に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び東京都その他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

第4章 武蔵村山市環境審議会

(環境審議会)

第16条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、武蔵村山市環境審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全等の基本的な施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を申し出ることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年村山町条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

武蔵村山市環境審議会規則

平成16年6月28日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵村山市環境基本条例（平成16年武蔵村山市条例第15号）第16条第7項の規定に基づき、武蔵村山市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

- (1) 市民 3人
- (2) 事業者 3人
- (3) 学識経験を有する者 2人
- (4) 関係行政機関の職員 2人

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が議決により非公開としたときは、公開しないことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 略

武蔵村山市環境推進委員会設置要綱

平成 20 年 2 月 20 日

訓令(乙)第 6 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を計画的かつ総合的に推進するため、武蔵村山市環境推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、毎年度、環境基本計画に定める環境施策の取組の点検及び評価を行うとともに、その見直しについて検討し、これらの結果を市長に報告する。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、環境基本計画の推進に関し必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、生活環境部長、企画財務部企画政策課長、総務部総務契約課長、生活環境部産業観光課長、健康福祉部地域福祉課長、都市整備部都市計画課長、同部道路公園課長、同部施設課長、教育部教育指導課長及び同部生涯学習スポーツ課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は生活環境部長の職にある委員を、副委員長は総務部総務契約課長の職にある委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 略

2 武蔵村山市環境基本計画(改訂版)の策定経過

武蔵村山市環境推進委員会

平成 24 年

- 1月19日 第6回 武蔵村山市環境推進委員会
「武蔵村山市環境基本計画の見直しについて」

- 2月7日 第7回 武蔵村山市環境推進委員会
「武蔵村山市環境基本計画(改訂版)(案)について」

武蔵村山市環境審議会

平成 24 年

- 2月22日 第15回 武蔵村山市環境審議会
「武蔵村山市環境基本計画(改訂版)(案)の検討について」

- 3月15日 第16回 武蔵村山市環境審議会
「武蔵村山市環境基本計画(改訂版)(案)の検討について」

- 4月25日 武蔵村山市調整会議
「武蔵村山市環境基本計画(改訂版)(案)の検討について」

- 5月22日 武蔵村山市庁議
「武蔵村山市環境基本計画(改訂版)(案)について」

3 環境審議会委員等名簿

環境審議会

区分	氏名	選出区分
会長	柳下佳仁	学識経験を有する者
副会長	熊木正好	
委員	高橋洋	公募市民
委員	島村紘	
委員	佐藤憲子	
委員	青柳憲和	商工会推薦
委員	大當耕一	
委員	本木靖典	農友会推薦
委員	佐藤敏之	関係行政機関の職員
委員	飯田いずみ	

※任期：平成23年10月1日から平成25年9月30日まで

環境推進委員会

区分	職名
委員長	生活環境部長
委員	環境課長
委員	企画政策課長
委員	総務契約課長
委員	産業観光課長
委員	地域福祉課長
委員	都市計画課長
委員	道路公園課長
委員	施設課長
委員	教育指導課長
委員	生涯学習スポーツ課長

4 用語集

本文中の『※』がついた用語について、説明をしています。

五音	用語	内容
あ 行	アイドリングストップ	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年から開始した運動で、具体的な取組としては、必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など、不要と考えられる場合には自動車のエンジンを止めるなどが挙げられる。
	アスベスト	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、石綿（いしわた、せきめん）ともいう。断熱性などに優れた材料として建築物等に使用されてきたが、作業時に飛散し人が吸入することにより健康被害が生じるおそれがあることから、現在は、原則として製造等が禁止されているほか、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。
	生け垣奨励助成制度	市内の緑の保護及び育成を図るため、保護の必要がある地区や樹木等をそれぞれ緑地保護地区、保存樹木等に指定して、所有者に対しそれらの保護のための奨励金を交付する制度。
	雨水浸透施設/雨水貯留	地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備のこと。 市街地では、降った雨は地下に浸透せず、一気に川に流れ込むため、年々一気に川に集まる水量は多くなり、川の氾濫や床上・床下浸水、道路冠水などの被害が発生し、逆に地下水や湧水量は減少している。川の水の汚濁は、水源になる地下水や湧水が少なくなっていることも原因の一つである。 こうした現象を防ぐために、屋根の水を集める桝を浸透桝にしたり、駐車場や道路に雨水浸透舗装を設置したり、一時的に雨水を貯めておく施設の設置などが望まれている。
	エコセメント	ごみの焼却灰、下水汚泥等を利用してつくるセメント。焼却灰を主原料として焼成（約 1,400 度）するため、普通セメントよりも塩素を多く含んでおり、無筋系セメントや固化剤などの限定的な用途が見込まれる。
	Lden（エルデン）	平成25年度から環境基準の単位が（時間帯補正等価騒音レベル）Lden（エルデン）に変わる。 時間帯補正等価騒音レベルとは、容易に測定ができ、かつ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルの一つ。
	オゾン層	地上から 20~25km の上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。酸素が、成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、酸素原子3個のオゾンとなることで形成される。オゾンは波長域 200~360nm の光を強く吸収するため、オゾン層の存在が生物に有害な紫外線を地表に到達しにくくしている。
	温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される紫外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいう。温室効果ガスには CO ₂ （二酸化炭素）、CH ₄ （メタン）、N ₂ O（亜酸化窒素）、フロンガス[HFCs（ハイドロフルオロカーボン）、PFCs（パーフルオロカーボン）]、SF ₆ （六フッ化硫黄）などがある。
か 行	海道緑地保全地域	市西南部にある一団のまとまりをもった武蔵野特有の平地林で、周辺地域の市街化が進む中で残された貴重な自然地である。その良好な自然を保護することが必要な土地の区域として、東京都が昭和 50 年 12 月 26 日に緑地保全地域に指定し、その土地の利用に厳しい制限を設けている。
	環境基準	環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である。

五十音	用語	内容
	環境教育・環境学習	持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するために、幼児から高齢者まであらゆる市民が、学校、地域、家庭、職場等において環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を学び身に付けるための学習行動のこと。
	環境行動指針	本環境基本計画を着実に推進していくために、市民、事業者が日常生活や事業活動において、自らが環境の保全等に関して積極的な行動を起こすための手がかりとして利用していただくための行動指針。
	涵養	水が自然にしみこむように、少しずつ養い育てること。
	協働	各主体が、共通する課題や目標などに向かって、それぞれの立場で役割を分担しながら、お互いに協力し合って行動すること。
	京都議定書	1997年12月、地球温暖化防止京都会議において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。 我が国においては、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが求められている。そのため「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を示して、議定書の温室効果ガス削減目標の達成に向けて取り組んでいる。
	クリーン作戦	クリーンボランティア連絡会・青少年対策地区連絡会・市・市教育委員会が主催し、市内全域を対象に、自らの手で地域をきれいにすることや、青少年の社会参加を目的として、昭和59年から毎年実施している環境美化の催し。
	グリーン購入	グリーン購入とは、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで製品やサービスを購入すること。 消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。
	光化学スモッグ	工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた光化学オキシダントや視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル（固体または液体の微粒子が、気体中に比較的安定して浮遊し存在している状態））を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のこと。
	ごみゼロを目指したまちづくり基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定されたごみ処理基本計画。
さ	酸性雨	産業活動などにおいて化石燃料を燃焼させた際に大気中に放出される窒素酸化物（NOx）や硫黄酸化物（SOx）などが大気中の水分に取り込まれて酸性となる雨のこと。酸性雨により樹木の枯死や湖沼の酸性化等の影響が生じる。
行	自然エネルギー	太陽光、水力、風力、地熱など自然の活動により生み出されるエネルギーのこと。
	社寺林	神社や寺院の境内を取り巻く林のこと、その多くは、郷土の自然状態の植生を示す樹林地となっている。
	循環型社会	①廃棄物等の発生抑制、②循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び③循環的な利用ができない循環資源の適正な処分の確保によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
	生産緑地地区	生産緑地法に基き、農林業と調和した良好な都市環境の形成を目的として、市街化区域内の農地などのうち、災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園など公共施設などの敷地の用に供する土地として適しているものを指定した地域地区。
	生態系	植物、動物などとそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを総合した系（システム）をいう。

五音	用語	内容
た 行	ダイオキシン類	<p>塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)では、</p> <p>①ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDS) ②ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs) ③コプラナーポリ塩化ビフェニル(JP[®]ア-PCB)</p> <p>の3物質群(単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称)をダイオキシン類と定義している。</p> <p>分解しにくい性質を持つことから環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。</p> <p>ダイオキシン類の濃度を表す場合、環境大気中では、pg-TEQ/m³、排ガス中では、ng-TEQ/m³N という単位が使われる。</p> <p>※ 1ng(ナノグラム): 10億分の1g 1pg(ピコグラム): 1兆分の1g m³N : 0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積。</p>
	体験型市民農園	農家の方から指導を受けながら、安心して野菜づくりに取り組むことができる農園として、市が設置した市民農園。
	WECPNL (ダブリュー-ツピ-ダブル)	加重等価平均感覚騒音レベルのことで、1日に通過する航空機の騒音のうるさを評価する指標。
	地球温暖化	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面水位の上昇や世界的な異常気象などの原因となることが懸念されている。
	TEQ(ティー-イー-キュー)	毒性等量のこと。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。
	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車。 八都府市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)では、自動車公害対策の一環として「八都府市低公害車指定制度」を行っている。この制度は、電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物などの排出量が少ない低公害な自動車を指定し、率先して公用車に導入するとともに、一般に広く推奨するものである。
	東京たま広域資源循環組合	多摩地域における25市1町の自治体(組織団体)によって構成・運営され、一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための広域処分場の設置及び管理、焼却残さ等の処理を広域的に行う事業を行っている。
	東京都環境影響評価条例	一定規模以上の事業の実施に際し、事業実施段階において公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持などについて適正な環境配慮がなされるように、環境アセスメント手続の実施を規定した条例。東京都においては、事業計画段階でのアセスメント制度を導入していることが特色である。
な 行	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律/ 外来生物/ 特定外来生物	<p>外来生物とは、元来その地域に生息しておらず、人間の活動によって外国から入ってきて生息するようになった生物のこと。</p> <p>この法律では、これら外来生物のうち、生態系や人の健康、農林水産業に被害を及ぼすおそれのあるものを特定外来生物に指定して、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等の取扱を規制することにより防除し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展を図ることを目的とした法律である。</p>
	都市公園	都市公園法に定義されるもので、市あるいは都が設置する都市計画施設である公園又は緑地、都市計画区域内において設置する公園又は緑地を都市公園としている。
	土壤汚染対策法	有害物質による土壤汚染の状況の把握や、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の対策を実施することを内容として、平成15年2月15日に施行された法律。

五音	用語	内容
な 行	生ごみ処理機器購入補助制度	ごみ減量化対策の一環として、家庭や事業所から排出される生ごみの減量を促進するため、生ごみの自家処理を前提とした助成金制度を実施している。
は 行	BOD（ビ-オーデー）	生物化学的酸素要求量のこと。水中の汚染物質（有機物）が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと。河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
	ビオトープ	生物を意味する”Bio”と場所を意味する”Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。
ま 行	みどりの基金	公園、緑地等の用地の確保並びにみどりの保護及び育成に必要な資金を積み立てるため、平成3年に「武蔵村山市みどりの基金条例」により設置した基金。
	第三次武蔵村山市生涯学習推進計画	市民の生涯学習活動を総合的・計画的に推進するための計画。基本理念を「生きがい・ふれあいを育む生涯学習」と定め、「6つの柱」による施策展開を掲げている。
	武蔵村山市第四次長期総合計画	平成23年度から平成32年度までの市の総合的な施策等を推進するための長期的計画。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成される。
	武蔵村山市第2次農業振興計画	平成20年度から平成29年度までの市の総合的な農業施策の展開を図るための計画。「3つの柱」による施策の展開を掲げている。
	武蔵村山市地球温暖化対策実行計画	武蔵村山市環境基本計画において、市の重点的取組として地球温暖化対策の推進を図るための計画。
	武蔵村山市まちづくり基本方針	「都市計画法」に基づき、市のまちづくりの将来像を掲げた都市計画マスタープラン。「分野別方針」、「地域別構想」により構成される。
	武蔵村山市第二次緑の基本計画	「都市緑地保全法」に基づく、緑地の保全及び創出に関する基本計画。緑あふれる個性豊かなまちづくりの推進を目的としている。
や 行	要請限度	自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、法律により公安委員会などに措置を要請等することができる数値。 市町村長は、指定地域内で測定を行った結果、自動車騒音又は振動が総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、都公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべきことを要請し、騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できるとされている。
ら 行	リサイクル	ごみの再資源化のこと。物質としてのリサイクル、物質の構造を変えるリサイクル、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを活用する廃熱利用がある。 2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、リサイクルの優先順位は、1.リデュース（ごみ発生の抑制）、2.リユース（再使用）、3.リサイクル（再生利用）、4.サーマルリサイクル、5.適正処理の順としており、まずはごみを出さないことを最優先課題としている。